

児童手当



児童の健やかな育ちを支援するため、0歳～中学3年生の児童を養育している方に支給するものです。

対象者 中学3年生までの児童を養育している方で東村に住所登録のある方

支給額 手当は認定請求をした翌月分から、年3回（6月、10月、2月）支給されます。

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円（第1子、2子） （第3子以降は15,000円）
中学生	10,000円
所得制限世帯	5,000円

○「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

必要な物 ①申請者の健康保険証

②預貯金の口座情報

③印鑑など

問い合わせ 東村役場 福祉保健課（児童福祉担当） ☎43-2202